

学 則

(平成 30 年 10 月 30 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「夢と大慈大悲」と教育理念「知育と人間性を育む」に則り、リハビリテーションに関する高度な知識、技術の教育・研究を通じて豊かな人間性を養い広く国民の保健・医療・福祉の向上に寄与することのできる有能な人材を育成することを目的とする。

(自己評価)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果について公表する。

2 前項の自己評価の結果について、学外者による検証を行うように努める。

3 本学は、教育研究活動等の状況について、自己評価及び第三者評価等の結果を、刊行物・広報物、ホームページ等において、情報提供するものとする。

4 前項の自己評価の方法等については、別に定める。

第 2 章 学部・学科等及び修業年限

(学部・学科の教育研究上の目的等)

第 3 条 本学に、リハビリテーション学部リハビリテーション学科を置き、第 1 条に規定する本学の目的を学部及び学科の教育研究上の目的とする。

2 学科に属する専攻の種類、修業年限、入学定員、収容定員、並びに教育研究上の目的は次のとおりとする。

専攻	修業年限	入学定員	収容定員	教育研究上の目的
理学療法 学専攻	4年	60名	240名	科学的根拠に基づいた運動療法及び物理療法により身体機能の維持・改善を図り，また人間性の回復を支援し，他の専門職域とも連携したチーム医療のできる人材を育成する。
作業療法 学専攻	4年	60名	240名	科学的根拠に基づいた種々の活動により心身機能の維持・改善を図り，また人間性の回復を支援し，他の専門職域とも連携したチーム医療のできる人材を育成する。
言語聴覚 学専攻	4年	40名	160名	ことばや聞こえ，飲み込みの機能の維持・改善を図り，また人間性の回復を支援し，他の専門職域とも連携したチーム医療のできる人材を育成する。

(在学年限)

第4条 学生は，前項の規定に定められた修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第5条 本学の学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は，次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 創立記念日 11月7日
- (4) 季節休業日
 - ① 夏季 8月12日から9月30日まで
 - ② 冬季 12月23日から1月7日まで
 - ③ 春季 3月17日から3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず学長が特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更することができる。
- 3 学長は特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第4章 教育課程・単位及び卒業認定

(教育課程及び履修方法)

第7条 教育課程は本学の教育上の目的を達成するため、基礎分野、専門基礎分野および専門分野の綿密な連携を図るとともに知識を体系的かつ効果的に教授できるように編成するものとする。学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、別表1のとおりとし、入学年度の教育課程を適用する。ただし、本学が十分な教育効果をあげることができるかと認められる場合は、この限りではない。

- 2 臨床教育の実習に関する授業科目を履修するに当たっては、要件を別に定める。

(単位の計算方法)

第8条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15～30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15～30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30～45時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められた場合は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 3 1単位の計算基礎となる授業時間については、教授会に諮り、学長が定める。

(一年間の授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(始業及び終業)

第 10 条 本学の始業時刻は 9 時，終業時刻は 17 時 50 分とする。ただし，実習の時間については別に定める。

(学習の評価)

第 11 条 学習の評価は，試験の成績，臨床教育実習の評価並びに出席状況等を勘案して行う。

(試験)

第 12 条 授業科目を履修した者に対し，各学期末に試験を行う。また，最終学年の終わりに卒業試験を行うことがある。

2 試験の成績は，各科目 100 点満点とし，60 点以上を合格点とする。

3 合格点に満たない科目については，再試験を行うことがある。

4 試験に欠席した者で，その理由がやむを得ないと認められた者には，追試験を許可することがある。

(単位の認定)

第 13 条 前条第 1 項に定める試験に合格した者には，所定の単位を認定する。

2 臨床における各種実習の出席時間数が所定の時間数の 5 分の 4 に満たない者については，当該科目の受験を認めない。

3 授業科目の出席時間数が所定の時間数の 4 分の 3 に満たない者については，当該科目の受験を認めない。

(入学前の既修得単位の認定)

第 13 条の 2 専修学校の専門課程，短期大学又は大学を卒業又は中途退学の上，入学した者の既修得単位については，教育上有益と認めるときは，第 22 条の規定により入学を許可された場合を除き，本学において履修したものとして単位を認定することができる。

2 前項及び第 22 条の規定により入学を許可された者の入学前に修得した単位の認定については別に定める。

(進級・卒業)

第 14 条 学長は，第 3 条に定める修業年限以上在学し，所定の授業科目を履修し，単位を取得した者に対し，教授会に諮り，進級又は卒業を

認定する。

- 2 学長は、卒業を認定された者に対し、別記様式の卒業証書を授与する。
また、取得できる資格は次のとおりとする。

理学療法学専攻にあつては、理学療法士国家試験受験資格

作業療法学専攻にあつては、作業療法士国家試験受験資格

言語聴覚学専攻にあつては、言語聴覚士国家試験受験資格

- 3 学長は、卒業を認定された者に対して学士（リハビリテーション学）
の称号を授与する。

第 5 章 入学・休学・復学・退学等及び賞罰

（入学資格）

第 15 条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の課程を修了した者

(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又は
これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

(4) 文部科学大臣が高等学校と同等の課程を有するものとして認定し
た在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）
により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 本学が、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の
学力を有すると認めた者

（入学時期）

第 16 条 入学時期は、学年の始めとする。

（出願手続）

第 17 条 本学に入学しようとする者は、本学所定の入学願書に必要事項
を記載し、第 26 条に定める入学検定料を添えて指定期日までに
出願しなければならない。

(入学者の選考)

第 18 条 前条の手續を終了した者に対し、入学選抜試験を行い、入学者を決定する。

2 手續きを満了しない者は、入学許可を取り消す。

(入学手續)

第 19 条 本学に入学を許可された者は、誓約書を第 26 条に定める入学金を添えて指定期日までに提出しなければならない。

(休学・復学)

第 20 条 学生は、病気その他やむを得ない理由により引き続き 1 ヶ月以上就学できない場合は、診断書又はその理由書を添えて休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、病気その他の理由により就学することが不相当と認められた者に対し、期間を指定して休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1 年以内とする。また、特別の理由がある場合であっても、引き続いて 2 年を超えることはできない。

4 休学期間は、通算して 4 年を超えることはできない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

6 復学しようとする者は、復学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 21 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(編入学)

第 22 条 編入学を志望する者があるときは、学長は、定員に欠員のある場合に限り、教授会に諮り、相当年次に編入学を許可することができる。

2 編入学実施に関して、必要な事項は別に定める。

(転専攻)

第 22 条の 2 転専攻を志望する者があるときは、学長は、定員に欠員のある場合に限り、教授会に諮り、相当年次に転専攻を許可することができる。

できる。

2 転専攻実施に関して、必要な事項は別に定める。

(除籍・復籍)

第 23 条 学長は、学生が次の各号に該当したときは、教授会に諮り、これを除籍する。

(1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(2) 第 4 条に規定する在学年限を越えた者

(3) 休学期間が満了しても復学願を提出しない者

(4) 授業料等を納期までに納付せず、督促してもなお、納期より 3 ヶ月以上滞納した者

2 前項第 4 号の規定により除籍となった者から、復籍料及び未納の授業料を添えて復籍の願い出があったときは、除籍された日から 2 年以内に関り、教授会に諮って、復籍を認めることがある。

(褒賞)

第 24 条 学長は、学生として褒賞に値する行為があった者を、教授会に諮り、表彰することができる。

(懲戒)

第 25 条 学長は、教育上必要と認めるときは、教授会に諮り、学生に懲戒の処分をすることができる。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 戒告 学生の行った非違行為を文書又は口頭により注意することをいう

(2) 停学 一定の期間学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止することをいう

(3) 退学 大阪河崎リハビリテーション大学の学生としての身分を喪失させることをいうこの場合、再入学は認めない

3 懲戒に関して、必要な事項は別に定める。

第 6 章 入学金・授業料等

(納付金)

第 26 条 本学の入学金および授業料等は、別表 2 のとおりとし、入学年度の金額とする。

2 前項に定める納付金のほか、修学に必要な各種手数料については、別に定める。

(納入義務)

第 27 条 入学又は編入学を志願するものは、入学検定料を指定期日までに納入しなければならない。

2 入学又は編入学の選考に合格した者は、入学金を指定期日までに納入しなければならない。

3 学生は、授業料、実習費、施設・設備充実費、その他定められた諸経費を指定期日までに納入しなければならない。

(授業料等の特例)

第 28 条 学長は、経済的理由等により授業料、実習費、施設・設備充実費、その他定められた諸経費を納入することが困難あるいは必要がないと認められる者に対して、特例を認めることができる。

(休学者又は停学者の授業料等)

第 29 条 休学期間中の授業料は、免除する。ただし、前期または後期の途中で休学、または復学する場合は、休学または復学の日の属する期分の授業料を納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料、実習費、施設・設備充実費その他定められた諸経費は、納入しなければならない。

(納付金の返還)

第 30 条 既納の入学金、入学検定料及び授業料等は、特別の理由があると認められる場合を除き返還しない。

(健康診断)

第 31 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

第 7 章 教職員組織

(教職員組織)

第 32 条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学科長
- (5) 認知予備力研究センター長
- (6) 教授
- (7) 准教授
- (8) 講師
- (9) 助教及び助手
- (10) 研究員
- (11) 事務職員

2 前項のほか，技術職員その他の必要な職員を置くことができる。

(事務局及び学生部)

第 33 条 本学に事務局及び学生部を置く。

2 事務局及び学生部の組織及び運営に関する，必要な事項は別に定める。

(名誉教授)

第 34 条 本学において学長，学部長，教授，准教授又は講師として多年勤務した者でかつ，教育上又は学術上特に功績のあった者に対し，名誉教授の称号を与えることができる。

2 名誉教授に関し，必要な事項は別に定める。

(客員教授等)

第 35 条 本学の教育及び学術研究の充実発展に寄与すると認められた者に対し，客員教授，客員准教授及び客員講師（以下「客員教授等」という。）の称号を与えることができる。

2 客員教授等に関し，必要な事項は別に定める。

(臨床教授等)

第 35 条の 2 本学の臨床教育及び研究等の充実を図るため、臨床教育等に協力する学外の医療機関等の優れた医療人に対し、臨床教授、臨床准教授及び臨床講師（以下「臨床教授等」という。）の称号を与えることができる。

2 臨床教授等に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会の設置等)

第 36 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授を持って組織する。

3 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

4 学長は、准教授その他の職員を必要に応じ、教授会に加えることができる。

(協議事項)

第 37 条 教授会は次の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(4) 教育課程及び履修に関すること

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という）がつかさどる教育研究に関する事項について協議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができることとし、別に定める。

(委員会)

第 38 条 本学の運営に関する連絡調整、企画協議等にあたるため、学内に各種委員会を置くことができる。

2 各種委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(付属図書館)

第 39 条 本学に付属図書館を置く。

2 付属図書館に関する規定は，別に定める。

(認知予備力研究センター)

第 39 条の 2 本学に認知予備力研究センターを置く。

2 認知予備力研究センターに関する規定は，別に定める。

第 8 章 研究生，科目等履修生，聴講生，特別聴講生，研修生及び外国人留学生

(研究生)

第 40 条 学長は，本学において専門事項について研究することを志願する者があるときは，本学の教育研究に支障のない範囲において，選考により，研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することができる者は，大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(科目等履修生)

第 41 条 学長は，本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは，本学の教育研究に支障のない範囲において，選考により，科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生を志願することができる者は，当該授業科目を履修するに十分な学力があると学長が認めた者とする。

3 学長は，科目等履修生に対し，単位を与えることができる。

(聴講生)

第 41 条の 2 学長は，本学において開講する 1 又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは，本学の教育研究に支障のない範囲において，選考により聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生を志願することができる者は，大学又は短期大学を卒業した者で，当該授業科目を履修するに十分な学力があると学長が認めた者とする。

3 学長は，聴講生に対し，単位の認定は行わない。

(特別聴講生)

第 42 条 学長は、他の大学又は短期大学の在學生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講生に対し、単位を与えることができる。

(研修生)

第 43 条 学長は、他の大学あるいは機関からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申し出があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、研修生として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第 44 条 外国人であって、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学長は、選考により、入学を許可することができる。

(研究生等の規程)

第 45 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講生、研修生及び外国人留学生に係る入学、履修方法その他必要な事項は、別に定める。

第 9 章 公開講座

第 46 条 本学は、公開講座を開設することができる。

2 公開講座の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第 10 章 改正及び細則

(改正)

第 47 条 本学則の改正は、教授会に諮り、学長が決定する。

(細則)

第 48 条 本学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 17 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の規定については、平成 26 年 11 月 4 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 23 条第 2 項の規定は、平成 28 年 3 月 31 日以後に除籍になった者から適用する。

附 則

この学則は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 10 月 30 日から施行する。